



案について、提案者を代表し、提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、世界的に市場経済の有効性が再評価され、各国における政府規制分野の見直しや独占禁止法の運用・執行力の強化が図られてきているところであり、特に我が国におきましては、世界有数の経済力に見合う豊かな国民生活を実現するとともに、我が国の市場を国際的に開かれたものとしていくという面からも、独占禁止政策の果たすべき役割が従来にも増して大きくなっており、このような情勢のもと、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処及び抑止力の強化を通じて国際的ルールへの平準化を図るとともに、法運用の透明性を高めるため、私どもは、法人罰金の大幅な引き上げ、適用除外制度の見直し、公正取引委員会の委員長及び委員の任命基準の見直し等が重要な課題であると捉えております。特に法人罰金につきましては、独占禁止法違反行為は企業の利益追求のために事業活動そのものとして行われる典型的な企業犯罪であり、刑事罰がこれに対する十分な抑止力となるためには、現行の五百万円という罰金刑の上限は、巨大な資力を有する事業者に対する効果という点で低きに失すると言わざるを得ないものであります。この点につきまして私どもは、刑事罰研究会報告書に示されております法人と個人の資力格差に関する試算結果を重視するとともに、主要先進国の罰金等の水準、例えば米国が企業の罰金刑の上限を一千万ドル、約十三億円としている等の事情を考慮に入れながら、法人に対する罰金刑を現行の百倍、最高五億円に引き上げるのが適当であると考えております。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、法人等に対する罰金の引き上げであります。両罰規定に定めるすべての罪について、法人及び法人でない団体に対する罰金刑の上限の額を現行の百倍に引き上げるものとしております。

第二に、独占禁止法違反事件についての調査のための強制処分権限の実効性を高めるという観点から、第九十四条の二第四号の物件提出命令違反の罪を両罰規定の対象に加えるものとしております。

第三に、不公正な取引方法のうち特定の行為類型について罰則を新設することいたしました。具体的には、共同の取引拒絶または再販売価格の拘束をした者等を三百万円以下の罰金に、また共同の取引拒絶または再販売価格の拘束に該当する事項を内容とする国際的協定または国際的契約をした者は、二百五十万円以下の罰金に、それぞれ処するとともに、これらの罪を両罰規定の対象に加えるものとしております。不公正な取引方法についての公正取引委員会による現行の一般指定のうち、共同ポイコットと再販売価格の拘束以外の指定はそのまま残すことを想定しております。

第四に、再販売価格維持制度は、特定の著作物に係るものを除き、廃止するものとしております。特定の著作物とは、新聞、書籍その他の出版物に限る趣旨であります。

第五に、公正取引委員会の委員長等の任命につきまして、これまでのあしき慣行を排し、行政官庁と無関係の裁判官、学者などの専門家から積極的に登用するという観点から、任命要件を加重することといたしました。このため、公正取引委員会を除く国の行政機関の職員であった期間が通算して二十年以上になる者は、委員長となることができないうものとし、また委員の任命についても同様で、そのうち三名以上が国の行政機関の職員であった期間が通算して二十年以上になる者となつてはならないものとしております。あわせて、任命の日以前五年間において、資本金三十億円以上の株式会社代表権を有する役員または事業者団体の役員であった者は、委員長または委員となることのできないうものとしております。

第六に、第二十五条の規定による無過失損害賠償責任に係る訴訟については、第一審の裁判権は現行法では東京高等裁判所に属するものとされて

おりますが、価格カルテルや共同ポイコットの被害者となった消費者や中小事業者が容易に訴訟を提起できるようにするため、各高等裁判所に属するものとしております。その他、必要な規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

○武藤委員長 御異議なしと認めます。よって、次回は、明二十九日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後二時三十四分散會

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）」

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項中「第八十九条、第九十条、第九十一条（第五号を除く）、第九十一条の二又は第九十四条」を「次の各号に掲げる規定」に、「各

本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

二 第九十条、第九十一条（第五号を除く）、第九十一条の二又は第九十四条 各本条の罰金刑

第九十五条第二項中「第八十九条、第九十条、第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十一条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

二 第九十条、第九十一条（第五号を除く）、第九十一条の二又は第九十四条 各本条の罰金刑

第九十五条第二項中「第八十九条、第九十条、第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十一条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

二 第九十条、第九十一条（第五号を除く）、第九十一条の二又は第九十四条 各本条の罰金刑

第九十五条第二項中「第八十九条、第九十条、第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十一条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

二 第九十条、第九十一条（第五号を除く）、第九十一条の二又は第九十四条 各本条の罰金刑

第九十五条第二項中「第八十九条、第九十条、第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十一条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

第九十五条第二項中「第八十九条、第九十条、第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十一条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

二 第九十条、第九十一条（第五号を除く）、第九十一条の二又は第九十四条 各本条の罰金刑

第九十五条第二項中「第八十九条、第九十条、第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十一条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

二 第九十条、第九十一条（第五号を除く）、第九十一条の二又は第九十四条 各本条の罰金刑

第九十五条第二項中「第八十九条、第九十条、第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十一条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

二 第九十条、第九十一条（第五号を除く）、第九十一条の二又は第九十四条 各本条の罰金刑

第九十五条第二項中「第八十九条、第九十条、第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十一条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

この法律において不正な取引方法とは、次の各号の一に該当する行為をいう。

一 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者と共同して、次に掲げる行為のいずれかの行為をすること。

イ ある事業者に対し取引を拒絶し又は取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。

ロ 他の事業者にイに該当する行為をさせること。

二 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次に掲げる拘束の条件のいずれかの条件をつけて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者によりこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる行為の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるものうち、公正取引委員会が指定するもの。

イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ロ 不当な対価をもつて取引すること。

ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引し、又は強制すること。

ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事

業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするよう、不当に誘引し、唆し、若しくは強制する

第二十四条の二第一項及び第二項を次のように改める。

この法律の規定は、公正取引委員会の指定する著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する物を買って販売する事業者がその物を販売する価格をいう。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその物を販売する事業者がする行為にあつてはその著作物を発行する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、当該指定により公正な競争を阻害するおそれがある場合には、前項の規定による指定をしてはならない。

第二十四条の二第五項中「又は前項」を削り、「左」を「次に」、「基いて」を「基づいて」に、「但し」を「ただし」に、「第二項に規定する商品又は第四項」を「同項」に改め、同条第四項及び第六項を削る。

第二十九条第三項の次に次の三項を加える。

任命の日以前五年間において、資本の額が三十億円以上の株式会社代表権を有する役員又は事業者団体の役員であつた者は、委員長又は委員となることできない。

国の行政機関（公正取引委員会を除く。次項において同じ。）の職員であつた期間が通算して二十年以上になる者は、委員長となることできない。

委員の任命については、そのうち三人以上が

国の行政機関の職員であつた期間が通算して二十年以上になる者となることとなつてはならない。

第七十一条及び第七十二条中「第二項第九項」を「第二項第九項第三号」に改める。

第八十五条中「左」を「次の」に改め、同条第九十一条の三に改め、同条第九十一条を「第九十一条の三」に改め、同条第九十一条とし、同条に次の一項を加える。

第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟については、第一審の裁判権は、高等裁判所に属する。

第八十七条第一項中「第八十五条」を「第八十五条」に改め、「合議体を」の下に「その他の高等裁判所に第八十五条第二項に掲げる訴訟事件のみを取り扱う裁判官の合議体を」を加え、同条第二項中「これを」を「それぞれこれを」に改める。

第九十一条の二第十号を削り、同条第九十一条の四とし、第九十一条の次に次の二条を加える。

第九十一条の二 次の各号の一に該当するものは、これを三百万円以下の罰金に処する。

一 第八十八条第一項第五号の規定に違反して事業者に第九十一条第一号又は第二号に規定する行為をさせるようにしたもの

二 第九十一条の規定に違反して第九十一条第一号又は第二号に規定する行為をした者

第九十一条の三 第六条第一項又は第八十八条第一項第二号の規定に違反して第九十一条第一号又は第二号に規定する行為に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたものは、これを二百五十万円以下の罰金に処する。

第九十五条第一項中「第八十九条、第九十条、第九十一条（第五号を除く。）、第九十一条の二又は第九十一条の三」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に對しても」を「對して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条又は第九十一条の二 三億円以下

の罰金刑

三 第九十一条の三 二億五千万円以下の罰金刑

四 第九十一条（第五号を除く。）又は第九十一条の四 二億円以下の罰金刑

五 第九十四条又は前条第四号 二千万円以下の罰金刑

第九十五条第二項中「第八十九条、第九十条、第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十一条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条又は第九十一条の二 三億円以下の罰金刑

三 第九十一条の三 二億五千万円以下の罰金刑

四 第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十一条の四第一号、第二号、第五号若しくは第九号 二億円以下の罰金刑

第九十六条第一項中「第九十一条」を「第九十一条の三」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十九条第三項の次に三項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）は平成四年九月二十四日から、同条第三項の次に三項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）は平成五年十一月三十日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に係属している私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の管轄については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における経済情勢及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の施行の実情にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、法人の罰金刑の引上げ、不正な取引方法に係る罰則の新設等罰則の強化を図るとともに、特定の著作物に係るものを除き再販売価格維持制度を廃止し、公正取引委員会の委員長及び委員の任命についての要件を加重し、並びに損害賠償訴訟における管轄を変更する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工委員會議録第十号中正誤

- ベシ 段行 誤
- 七三 附則の法は 正
- 八二七 委員の法から 附則の方は 委員の方から